

## 理髪業務委託仕様書

(目的)

国立療養所星塚敬愛園の入所者への安定した理髪サービスの提供を図ることを目的とする。

(仕様)

① 委託期間

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

② 業務は月曜日から金曜日(祝日及び12月29日から1月3日は除く)とする。

※令和6年度の開業日数は243日となる見込み。

③ 開業時間は8時30分から17時15分とする。

④ 前月の25日迄に次月の1ヶ月間の理髪予定表を作成すること。

- ・ 不自由者棟は、丸刈り 月2回、調髪 20日～22日までの間に1回予定表に組み込む。
- ・ 病棟の調髪・丸刈りは、午後から4日間連続で予定表に組み込む。  
(※病棟は、午前中に風呂日があるため、午後とする。)
- ・ 1年間の業務の見込み件数は下記のとおり

日付\種別	調髪	丸刈り	頭剃り	顔剃り	女性顔剃り	顔剃り・頭洗	頭洗・セット	種別計
日計	146	12	45	338	75	121	73	810
1か月平均	21	2	6	48	11	17	10	116
年間予測	250	21	77	579	129	207	125	1,389

⑤ 一般舎の理髪については、全舎理髪日を設けその申し出があった都度、順番に理髪する。

⑥ 病棟及び不自由者棟の理髪の際は、従業者は職員とともに部屋から理髪室まで入所者を車イス等により移動させ理髪をする。不自由な方が多いので、入所者の支援を行うよう留意すること。

⑦ 年1回の定期健康診断を受診し、園にその結果を報告するものとする。入所者と直接接する業務であるため、健康面、衛生面に問題がある者は業務に従事させないこと。

⑧ 園で知り得た入所者又は職員の個人情報について、園外に持ち出さない。

違反した場合には契約を解除する。

なお、個人情報の取扱いについては、従業者が退職した時並びに当該契約が終了した場合も同様とする。

⑨ 業務に必要な設備、器具、事務用備品、コンピュータシステム、車両等は、無償で使用できるものとするが、使用にあたっては、善良なる管理に心がけることとし、故意または過失により損傷させた場合は、その修繕等費用を請負者が負担するものとする。

⑩ 業務に必要なシャンプー等の消耗品は園で支給するものとする。

⑪ 理容に従事する者は、理容師免許を有する者とする。また、必要に応じ、管理理容師を配置すること。

○ そ の 他

- ・ 感染対策については、日々の体温確認、マスク着用、換気等、手洗い手指消毒等を徹底すること。
- ・ 出勤したら、サインポールのスイッチを入れ、玄関を開けること。
- ・ 予約受付業務を円滑に行い、待ち時間の短縮に努めること。
- ・ 空いた時間は、室内の清掃及び道具の整備に努めること。
- ・ カリフ(お客に掛ける前掛け)は清潔に保つこと。
- ・ 休暇等を予定している場合は、事前に福祉課長へ申し出、交代要員を立てること。
- ・ 肩たたき等をする場合は、入所者の希望により実施すること。
- ・ 入所者の立場に立ち、調髪、顔剃り、洗髪は丁寧に行いけがのないようにすること。  
施術中に入所者を負傷させた場合は、速やかに看護師等へ報告すること。
- ・ 施術用の機器が故障した場合は速やかに福祉課に報告すること。
- ・ 再委託の取扱いについて
  - 1) 委託業務の全部を第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう)を含む)に委託することはできない。
  - 2) 委託業務の一部を再委託する場合は、別途承認申請等が必要な為、契約書を参照のこと。
- ・ 園内で開催される医療安全及び感染管理に関する研修会にそれぞれ1回以上参加すること。  
また、参加できない従事者には資料等により確実に伝達を行うこと。
- ・ 園内で開催する防火訓練、災害訓練等に参加し、災害発生時の対応手順について、把握しておくこと。
- ・ 安全対策、感染防止対策に関し当園の指示に従うこと。